

第76回

全国労働衛生週間

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を促し、労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年より毎年実施され、今年で76回目を迎えます。

〈スローガン〉

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

準備期間：令和7年9月1日～30日

本週間：令和7年10月1日～7日

準備期間中に実施する重点事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境・健康確保
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間中に実施する事項

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等
緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・
写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚
のための行事等の実施



実施要綱の詳細については、こちらをご確認ください



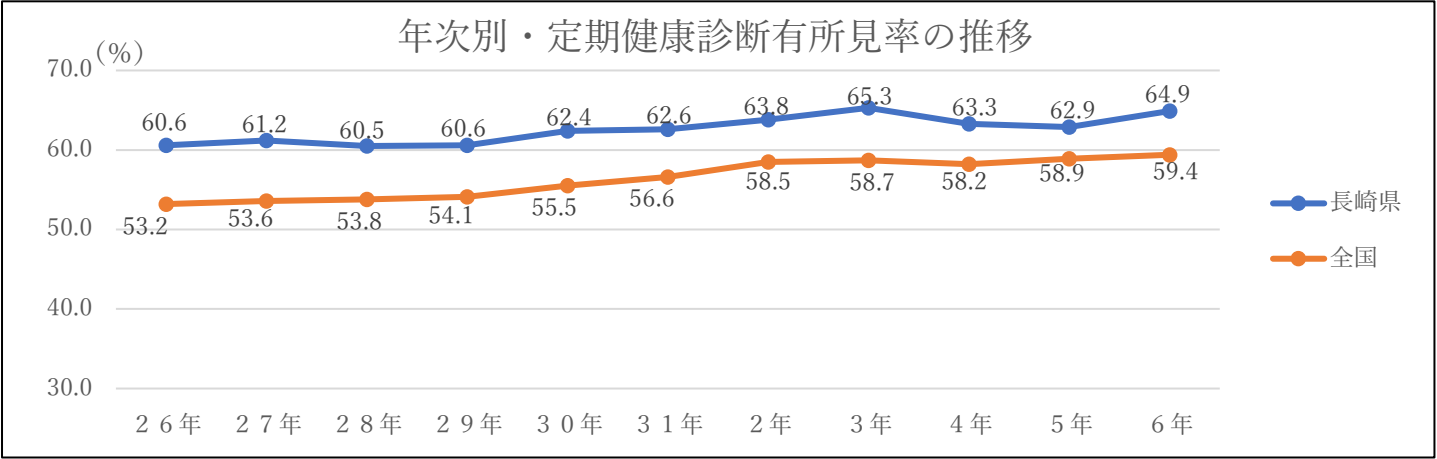
厚生労働省 長崎労働局・各労働基準監督署

昨年における長崎県内の労働者の健康を巡る状況を見ると、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は 64.9%にのぼり、全国平均の 59.4%を上回る状況となっています。

また、労働者の高齢化の進行により、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、高年齢労働者を中心に転倒・腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の発生率が高くなっており、エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していくこと等が必要となってきております。

こうした背景を踏まえ、働く上で基本となるこころの健康の確保について、ワーク・ライフ・バランスを確保するとともに、令和 7 年 5 月に公布された改正労働安全衛生法で労働者 50 人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が公布後 3 年以内に義務化されることを契機に、今一度職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指すため、10月1日～7日までを本週間、9月1日～30日までを準備期間として、全国労働衛生週間が展開されます。

各事業場におかれましては、この機会に各種対策の着実な実施と事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的労働衛生管理活動の促進を図り、全国労働衛生週間を有意義なものとして展開していただきますよう、よろしくお願いします。



○長崎労働局第14次労働災害防止計画目標（一部抜粋）

メンタルヘルス対策	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
過重労働	① 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。 ② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
産業保健活動	必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
作業行動に起因する労働災害防止対策	転倒災害防止対策（ハード、ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
高年齢労働者の労働災害防止対策	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全確保の取組を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
化学物質対策	① 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を受けている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。 ② 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務の対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
熱中症予防対策	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。